

マイナンバー制度における罰則の強化（令和4年5月25日現在）

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	<u>情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者や従事していた者が、情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万円以下の罰金 (併科されることあり) (第50条)	－	2年以下の懲役or100万円以下の罰金 (第42条)
	<u>国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万円以下の罰金 (第52条)	1年以下の懲役or50万円以下の罰金 (第176条)	－
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万円以下の罰金 (併科されることあり) (第48条)	2年以下の懲役or100万円以下の罰金 (第171条)	－
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万円以下の罰金 (併科されることあり) (第49条)	1年以下の懲役or50万円以下の罰金 (第175条)	1年以下の懲役or50万円以下の罰金 (第43条)
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万円以下の罰金 (第51条)	－	－
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万円以下の罰金 (第53条)	1年以下の懲役or100万円以下の罰金 (第173条)	1年以下の懲役or50万円以下の罰金 (第43条)
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万円以下の罰金 (第54条)	50万円以下の罰金 (第177条)	30万円以下の罰金 (第46条、第47条)
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万円以下の罰金 (第55条)	－	30万円以下の罰金 (第46条)